

生活困窮者への市独自の自立支援事業について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で生活に困窮する世帯について、当該世帯の生計中心者が常用就職等をした際の初回給与入金までの生活安定及び就労の定着を目的に特別就職支援金を支給します。また、生活に困窮する世帯が現在の住居を喪失することを防ぐための住居契約更新料給付金を支給します。

補正額 1579万円

1 生活困窮者特別就職支援金

■目的

生活に困窮する世帯について、当該世帯の生計中心者が常用就職等をした際の初回給与入金までの生活安定及び就労の定着を目的に特別就職支援金を支給します。

■対象者

住居確保給付金又は新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受給し自立相談支援機関による支援を受けている者で、令和3年10月1日から令和4年3月31日の間に期間の定めのない労働契約か期間の定めが6か月以上の労働契約による就職をした者。また、継続時の支援金については上記就職から6か月間就労継続した者。

■支給要件

就職後6か月間は自立相談支援機関に月1回以上の報告を行うこと。

※期間途中で生活保護受給や市外転出をした場合は支給対象外とする。

■支給額等

就職時5万円、6か月就労継続時5万円を対象者口座への振り込み。

2 生活困窮者住居契約更新料給付金

■目的

生活に困窮する世帯について、現在の住居の喪失を防ぐために更新料の一部を支給します。

■対象者

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに住居確保給付金を受給し、受給期間内に住居の賃貸借契約の更新を迎えた者。

■支給額等

住居確保給付金支給決定通知書に記載の額を、原則として家主や不動産媒介業者等の口座への振り込み。

【支給上限額】

単身世帯：53700円、2人世帯：64000円、3～5人世帯：69800円等

■問い合わせ

健康福祉部生活福祉課 0422-60-1254